

29年10月1日からの家庭ごみ有料化に際して 指定収集袋の減免を行います



減免の申請方法
【受付期間】土曜・日曜日、
祝日を除く8月3日(木)～
25日(金)の午前9時～11時

交付回数・枚数
交付回数は、毎年10月1日
～翌年9月30日の年に1回で
交付枚数は下表の通りです。
※年の途中で交付申請した
場合、交付枚数は残りの月数
に応じた枚数を交付します。
複数の減免条件に該当してい
ても交付枚数は変わりません。

減免の対象世帯
減免を受けることができる
世帯は、次の①～④のいずれ
かの条件に該当している世帯
です。
①生活保護受給世帯
②世帯員全員が住民税非課
税で、身体障害者手帳1・2
級、愛の手帳1・2度、精神
障害者保健福祉手帳1級のい
ずれかをお持ちの方が属する
世帯
③児童扶養手当または特別
児童扶養手当受給世帯
④高齢福祉年金受給世帯
なお、減免の対象になる可
能性がある世帯には、7月末
までに個別にお知らせを送付
します。
また、災害によって発生し
た廃棄物を処分する場合にも
減免が適用されます。

交付回数・枚数
交付回数は、毎年10月1日
～翌年9月30日の年に1回で
交付枚数は下表の通りです。
※年の途中で交付申請した
場合、交付枚数は残りの月数
に応じた枚数を交付します。
複数の減免条件に該当してい
ても交付枚数は変わりません。

減免の対象世帯
減免を受けることができる
世帯は、次の①～④のいずれ
かの条件に該当している世帯
です。
①生活保護受給世帯
②世帯員全員が住民税非課
税で、身体障害者手帳1・2
級、愛の手帳1・2度、精神
障害者保健福祉手帳1級のい
ずれかをお持ちの方が属する
世帯
③児童扶養手当または特別
児童扶養手当受給世帯
④高齢福祉年金受給世帯
なお、減免の対象になる可
能性がある世帯には、7月末
までに個別にお知らせを送付
します。
また、災害によって発生し
た廃棄物を処分する場合にも
減免が適用されます。

減免の対象世帯
減免を受けることができる
世帯は、次の①～④のいずれ
かの条件に該当している世帯
です。
①生活保護受給世帯
②世帯員全員が住民税非課
税で、身体障害者手帳1・2
級、愛の手帳1・2度、精神
障害者保健福祉手帳1級のい
ずれかをお持ちの方が属する
世帯
③児童扶養手当または特別
児童扶養手当受給世帯
④高齢福祉年金受給世帯
なお、減免の対象になる可
能性がある世帯には、7月末
までに個別にお知らせを送付
します。
また、災害によって発生し
た廃棄物を処分する場合にも
減免が適用されます。

減免の対象世帯
減免を受けることができる
世帯は、次の①～④のいずれ
かの条件に該当している世帯
です。
①生活保護受給世帯
②世帯員全員が住民税非課
税で、身体障害者手帳1・2
級、愛の手帳1・2度、精神
障害者保健福祉手帳1級のい
ずれかをお持ちの方が属する
世帯
③児童扶養手当または特別
児童扶養手当受給世帯
④高齢福祉年金受給世帯
なお、減免の対象になる可
能性がある世帯には、7月末
までに個別にお知らせを送付
します。
また、災害によって発生し
た廃棄物を処分する場合にも
減免が適用されます。

減免の対象世帯
減免を受けることができる
世帯は、次の①～④のいずれ
かの条件に該当している世帯
です。
①生活保護受給世帯
②世帯員全員が住民税非課
税で、身体障害者手帳1・2
級、愛の手帳1・2度、精神
障害者保健福祉手帳1級のい
ずれかをお持ちの方が属する
世帯
③児童扶養手当または特別
児童扶養手当受給世帯
④高齢福祉年金受給世帯
なお、減免の対象になる可
能性がある世帯には、7月末
までに個別にお知らせを送付
します。
また、災害によって発生し
た廃棄物を処分する場合にも
減免が適用されます。

市では、29年10月1日からの家庭ごみの有料化に際して、経済的支援を必要とする世帯を対象に、指定収集袋を一定枚数、無料で交付することにより減免を行います。今号では、指定収集袋の減免の申請方法などについてお知らせします。
詳しくは、ごみ対策課 ☎473・2117へ。

世帯員数による交付枚数

世帯員数	燃やせるごみ用	燃やせないごみ用	容器包装プラスチック用
1人世帯	5 l 袋 100枚/年	10 l 袋 40枚/年	10 l 袋 20枚/年
2人～4人世帯	10 l 袋 100枚/年	20 l 袋 40枚/年	20 l 袋 20枚/年
5人以上の世帯	20 l 袋 100枚/年	20 l 袋 80枚/年	20 l 袋 40枚/年

※指定収集袋の交付は、10月1日を年の始まりとし、翌年9月30日を年の終わりとしします。
※年の途中で交付の申請が行われた場合、交付枚数は残りの月数に応じた枚数を交付します。

手数料(減額・免除)申請書は、個別に送付するお知らせに同封しています。記入例を参考に必要事項を記入の上、提出してください。なお、申請書は今号の裏面にも印刷されていますので、切り取って

【提出書類】「手数料(減額・免除)申請書」および「交付条件に該当することが分かる証明書・手帳など(生活保護に係る決定通知書・変更通知書・障害者手帳、児童扶養手当の受給証など)」
※29年1月1日現在、市に住民登録がない方は、「29年度住民税非課税証明書(世帯全員分)」が必要になる場合があります。

【日時】8月19日(土) 午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く)、20日(日) 午前9時～正午
【場所】市役所1階屋内ひろば
【注意】郵送や直接ごみ対策課で申請した場合、土曜・日曜日臨時受付窓口で申請した場合は、申請から指定収集袋の交付までに、数日～数週間かかる場合があります。

市役所へ来るのが難しい方は、8月3日(木)以降提出書類を同封(申請書以外の書類は必ずその「写し」を入れてください)し、〒203-0042、八幡町2-10-10、ごみ対策課宛て郵送または提出書類を持参の上、同課で直接申請してください。また、平日に申請することが難しい方を対象に、土曜・日曜日臨時受付窓口を設置します。

市役所へ来るのが難しい方は、8月3日(木)以降提出書類を同封(申請書以外の書類は必ずその「写し」を入れてください)し、〒203-0042、八幡町2-10-10、ごみ対策課宛て郵送または提出書類を持参の上、同課で直接申請してください。また、平日に申請することが難しい方を対象に、土曜・日曜日臨時受付窓口を設置します。

市役所へ来るのが難しい方は、8月3日(木)以降提出書類を同封(申請書以外の書類は必ずその「写し」を入れてください)し、〒203-0042、八幡町2-10-10、ごみ対策課宛て郵送または提出書類を持参の上、同課で直接申請してください。また、平日に申請することが難しい方を対象に、土曜・日曜日臨時受付窓口を設置します。

Q & A 指定収集袋の減免について

Q 指定収集袋の減免とは何ですか
A 指定収集袋の減免とは、経済的な支援を必要とする世帯に対して、9月以降に有料で販売する指定収集袋(ごみ袋)を一定の枚数、無料で交付する制度です

Q 指定収集袋の販売が開始した後は、すべての家庭ごみを指定収集袋に入れて出さなければならないですか
A 指定収集袋に入れて出すごみは、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「容器包装プラスチック」の3種類です。粗大ごみを除くその他の品目は無料で収集・回収します

Q 減免の申請を出した後で、世帯員の人数に変更がありました。どうしたらよいですか
A 世帯員の人数で交付する指定収集袋の枚数が変わります。世帯員の人数に変更があった場合は必ず、ごみ対策課 ☎473・2117へ連絡してください

Q 市役所まで行って申請することが難しいです。どうしたらよいですか
A 原則、交付条件に該当する世帯の方が申請してください。ただし、その方が申請することが難しい場合は、代理人による申請が可能です。また、郵送でも可能です

Q 減免で交付された指定収集袋を使い切ってしまいました。追加で、もらうことは可能ですか
A 減免による指定収集袋の交付は、年(10月～翌年9月)に1回です。その年に交付された分を使い切った場合は、取扱店舗で購入してください

Q 受付期間内に申請することができそうにありません。減免を受けることはできませんか
A 受付期間以降は、郵送または直接ごみ対策課(八幡町2-10-10)で受け付けます。ただし、交付まで数週間かかることがあります